

令和元年6月5日現在

機関番号：12606

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26420642

研究課題名(和文) 名勝庭園内に所在する歴史的建造物の保存活用に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Basic research about preservation of the historic architecture where it exists in the Cultural asset garde

研究代表者

光井 渉 (Mitsui, Wataru)

東京藝術大学・美術学部・教授

研究者番号：40291819

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、優れた人文的な景観を有する名勝庭園内に所在する歴史的建造物の保存のあり方を検討したものである。名勝庭園内の建造物は、庭園景観を構成する一要素であると同時に、庭園を眺望する装置としても機能している。しかし現状では、同時に造形されたはずの庭園と建造物は、双方の経年変化によって齟齬をきたしている事例が多い。本研究は、国指定名勝庭園を対象とした実地調査を通じて、名勝庭園内で発生している状況を把握し、今後の庭園・建造物の保存を考える上での資料を、データベースとして作成したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、文化財指定された名勝庭園において、保存の対象となっている庭園と建造物の範囲が明確に明らかとなり、相互の比較検証が可能となった。また、庭園と建造物の変化の様相の差違についても具体的に明らかとなり、文化財保存における異なる領域を繋ぐ検討のための資料を提示できたものと考えている。また、現在作成が進んでいる名勝庭園の保存計画策定においても、有益な参考資料を提供できたものと考えている。

研究成果の概要(英文)：This research is basic research about preservation of the historic architecture where it exists in the Cultural asset garden. A landscape and construction are being modeled at the same time by a Japanese garden. But both of them transform and result in contradiction during long time. This research made the material to consider the problem.

研究分野：日本建築史

キーワード：名勝庭園 歴史的建造物 文化財保護

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、優れた人文的な景観を有する名勝庭園内に所在する歴史的建造物の保存のあり方を、国指定名勝庭園の文化財指定範囲の確認と実地調査を通じて検討しようとするものである。

ランドスケープとしての庭園は、我が国の文化を代表する文化遺産として保護が行われている(平成25年10月現在で国指定名勝庭園338件・特別名勝36件、その他に地方自治体指定が存在している)。この名勝庭園については、変形や成長を続ける地形・樹木等が主要な構成要素であるために建設時期からの変化が大きく、また作庭後の各時期における使用・鑑賞方法も変動する場合が多いため、有形文化財としての建造物等とは異なる独自の保存理念が存在している。そして、名勝庭園の保存については、昭和54年の「史跡等保存管理計画等策定費国庫補助要項」に基づいた保存管理計画の策定が急速に進捗しつつあり、現状を基本にしつつも特定の年代を設定して復元的な整備も行うことが一般化しつつある。昭和62～63年度に実施された『東京都における文化財庭園の保存・復原・管理に関する調査報告書』(東京都建設局公園緑地部・日本造園学会)等は、名勝庭園の保存を行う上での標準的な視点や理念が明らかにしたものである。

一方、名勝庭園内には庭園の価値と関連する歴史的建造物が所在するケースが極めて多い。こうした建造物は庭園の構成要素であると同時に、庭園の眺望空間として機能しており、有する意味は極めて大きい。しかしながら、これまでの庭園保存管理計画策定においては、保存対象とすべき歴史的建造物の選択にとどまるものが多く、また、名勝指定地内に所在する重要文化財等に関しては、大徳寺方丈や慈照寺銀閣のように有形文化財としての視点から庭園の価値判断とは別個に保存方針が策定されることが多く、同様の事例が国指定の重要文化財以外でも確認でき(『古今伝授の間修理工事報告書』、京都伝統建築技術協会・永青文庫、平成23年)、庭園と建造物の保存方針の調整は十分とはいえず、庭園と建造物の相互関係に矛盾が生じる可能性を指摘できる状況となっている。

近年、日本における文化遺産の保存においては、異なる文化財種別の併存によって保存方針に重大な矛盾が発生するケースが発生している。こうした矛盾の発生は、長崎市の「出島」など史跡指定地において特に顕著であるが、歴史的建造物の併存が特徴となる近世・近代庭園の指定増加や保存管理計画策定の進捗により、今後は名勝庭園においても問題が顕在化することが十分に予想され、名勝庭園内の歴史的建造物の保存の在り方を検討する上での有効な基礎資料の必要性が高まっている。

2. 研究の目的

前記した背景を念頭において、本研究では文化財指定された名勝庭園において、歴史的建造物がどのような状態にあり、両者を一体として保存・活用していく上でどのような課題があるのかを正確に把握するために、以下の3つの事項を明らかとする資料集の作成を目的として設定した。

まず第1の事項は、「文化財指定された名勝庭園の範囲と範囲設定の観点の明確化」である。名勝庭園には明確に区画されたものもあるが、本来的に範囲が不明確なものも多く、借景などのように庭園の主たる要素が庭園敷地外に存在している場合もある。そのため名勝庭園を文化財として保護しようとした場合、指定範囲の設定方法が大きな問題を孕む可能性を有する。例えば昭和中期までに指定された事例をみると、庭園のごく狭い中核部分のみを指定し、結果としてその指定範囲外での急速な破壊が進行した事例も散見される。このように、保護のための手段ともいえる指定範囲の設定が、名勝庭園の保存活用の方向性を左右する場合も多い。そこ

で、まず、指定範囲がどのような意図で設定され、庭園本体の保存とどのような関連を有しているかを把握することを第1の研究目的とする。これは、庭園内の歴史的建造物の保存を検討する上での基礎資料収集という意味をもつものでもある。

続いて第2の事項は、「庭園及びその周辺に所在する歴史的建造物の把握」である。これは、名勝庭園の造形との関連が想定できる建造物の抽出を行うものである。この場合、名勝庭園の文化的価値の観点との関連が重要であって、建築時期については問わない。さらに、ここで抽出した建造物が、名勝庭園の指定範囲とどのような関係をもつのかについても把握する。それは、狭い範囲で名勝庭園を指定している場合、歴史的建造物が指定範囲の外にある場合、建造物の内部に指定境界が設定される場合も多く、保存の措置を講じる際に問題が生じるケースが確認されているからである。また合わせて、名勝庭園と歴史的建造物との関係において、特に顕著な傾向を有する事例については、歴史的に遡って状態の変化を確認する個別研究も実施する。

第3の事項が、「保存管理計画における歴史的建造物の位置付け」である。これは、これまでの保存管理計画において、歴史的建造物がどのようにみなされ、また庭園と建造物の両者の関係性を具体的にどのように捉えているかを概観することであり、今後の保存活用の際に参考となる事例収集といえよう。

以上のように、本研究は名勝庭園内の歴史的建造物の実態調査を通じて、両者の有効な保存手法を検討するものであるが、マニュアル的な手法を示すことを目的とはしない。本研究では、これまで行われてきた各種判断のとりまとめを中心とし、保存管理計画を策定するにあたっての留意点や選択肢となる手法を整理するにとどめるものとする。これは、多様な文化財的価値を尊重することが、今後の複合的な文化的資産の保護に重要であるとみなしているためであり、これまで蓄積されてきた保存のための取り組み手法を容易に比較検証できる事例集の提示こそが、今後の名勝庭園・歴史的建造物の保存に対して有益であると考えているからに他ならない。

3. 研究の方法

「2. 研究の目的」に記した内容を達成するため、本研究で実施した調査研究の具体的な方法は以下の通りである。

まず、調査については、a) 庭園に関する価値の表明や年代の設定が既に実施されている国指定名勝、b) 『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)が定める「人文的なもの」、c) 「指定基準」が「公園、庭園」であるもの、を抽出し、さらに指定範囲内に庭園と一体となった歴史的建造物の所在が確認できるものとした。この条件に該当する111件を1次選定対象とし、その全てに対して当該名勝庭園が所在する市町村等の協力を得て基礎情報を収集し、さらに81件については名勝庭園の実地調査を行い、現状の名勝庭園内における歴史的建造物の保存状況を確認して情報の整理とりまとめを行った。

これらの情報を基に現地調査の内容を加えて、図面上に指定範囲及び歴史的建造物を表記した史料を作成した。これによって、「2. 研究の目的」に記した「文化財指定された名勝庭園の範囲」・「庭園及びその周辺に所在する歴史的建造物の把握」・「保存管理計画における歴史的建造物の位置付け」について、一望にできる資料集・データベースの作成を実現した。

以上が、本研究の主たる目的を達成するために、悉皆的・網羅的な状況把握を行う部分であるが、本研究では庭園と歴史的建造物との相互関係において特に顕著な特徴を有する

可能性がある対象も抽出しており、庭園の境界外に庭園の主たる景が存在する「借景庭園」における歴史的建造物の構成、建造物の構成が激変したことに伴って名勝庭園の構成や視点が変化した滋賀院については詳細な検討を行った。

4．研究成果

上記3に記した方法に基づいて調査研究を実施し、111件の名勝庭園を対象として下記の情報を収集して取りまとめてデータベースを作成した。

指定名称 / 指定年月日 / 指定面積及び指定範囲（変更があったものは列記） /

指定説明 / 作庭年代 / 所在地 / 所有者及び管理者 / 保存管理計画 /

指定範囲及びその周辺に所在する歴史的建造物 / その他参考資料の有無

このデータベースでは、111件の名勝庭園について、指定範囲・その内部及び周辺に所在する建造物の輪郭線を追記した全体図を作成して掲載し、現状が一望に理解できる資料とした。また、合わせて指定説明等で庭園と関連して言及されている建造物の抽出、その他先行研究等によって作成された図等も収録している。ここで作成したデータベースによって、これまで保護の措置が講じられてきた名勝庭園の現状を相互比較しながら検証できることとなる。

次いで、一連の調査の際に注目すべき事例として滋賀院庭園（延暦寺坂本里坊庭園を構成する一）を抽出し、歴史的な変遷過程に関する研究を行った。この滋賀院庭園は、近世に創設された比較的新しい院家であるが、比叡山本坊・天台座主の本拠地・輪王寺宮の宿寺という3つの機能を併せ持ったため複雑な構成となり、その建築群の残余地に形成された庭園も、敷地の高低差を利用して様々な方向からの視線が交錯するものであったことを明らかにした。そして、明治以降に輪王寺宮の廃絶と火災・再建によって建築群の構成や機能が変化したために、滋賀院の庭園自体は維持されたが、建築群との関係性が一変したことを明らかにした。こうした変化の様相は他の名勝庭園においても確認できるもので、今後の保存管理にあたって、有益な研究の方向性を示唆できたと考えている。なお、滋賀院に関する研究は、研究代表者の光井渉、及び研究協力者の小柏典華によって、『日本建築学会計画系論文集』に発表している。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

小柏典華「近世滋賀院境内の復元的考察 運営組織と空間序列から」、『日本建築学会計画系論文集』749、pp13217-1324、2018年7月

小柏典華・光井渉「近世滋賀院の運営組織と境内構成」、『日本建築学会計画系論文集』738、pp2063-2070、2017年8月

6．研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名：小柏 典華

ローマ字氏名：OGASAWA Norika

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。